明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**一〇七二）　一

○河川法の規定により一級河川の指定を変更する件（**国土交通**九三九）　六

○河川法の規定により指定区間を変更する件（**同**九四〇）　六

〔**官庁報告**〕

官庁事項

令和四年度における予算使用の状況（令和四年度出納整理期間を含む。）（内閣）　七

令和五年度第一・四半期における予算使用の状況（同）　六一

令和五年度第一・四半期における国庫の状況（同）　一〇六

〔**公　告**〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係　一三

裁判所

破産、免責、再生関係　一四

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所令和四年度財務諸表関係　一四

地方公共団体

行旅死亡人関係　一五〇

会社その他

会社決算公告　一五四